

2017年7月16日

日本カナダ学会中部地区研究会（再開第2回） 開催のご案内

日本カナダ学会中部地区担当
丹羽 卓

本年2月に開催しました中部地区研究会（再開第1回）は皆様のご協力と多数の方々のご参加をいただき、充実したものとなりました。すでに5月末に日本カナダ学会事務局を通じて予告をいたしましたが、改めて「報告概要」と共に開催のご案内をいたします。再開第2回研究会は下記のように開催いたします。日本カナダ学会中部地区メンバーに限らず、どなたでもご参加いただけますので、奮ってご参加いただきますようお願いします。

記

◆日時：8月5日（土）午後2時より5時

◆場所：金城学院大学サテライト（名古屋市中区錦三丁目15番15号 CTV錦ビル4階）

<http://www.kinjo-u.ac.jp/pc/inst/38.html>

*会場は名古屋駅から30分程度で到着できる場所にあります。

◆報告：（概要は次のページ）

1. カナダの政治哲学者チャールズ・テイラーの思想形成

梅川 佳子（中部大学）

2. E R Cの教育的な射程-ロヨラ判決とS.L.判決の比較考察

鵜海 未祐子（駿河台大学）

3. カナダのろう者と日本のろう者 手話に対する見方の違い

伊藤 泰子（名古屋学院大学 非常勤講師）

*第1報告者の報告テーマが前回案内時と変更になっていますので、ご注意ください。

◆参加費：無料

◆参加申し込み：会場の収容人員に制限（33名）がありますので、事前に次のURLからお申し込みください。

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScMQSWW_ZRWljH9JmY90jY0pxksDEnoBLRRzbyZU0xqLzCBTg/viewform?c=0&w=1

制限人数に達した時点で参加をお断りすることになります。また、申し込みなしでもご参加いただけますが、制限人数に達した場合お断りすることになります。

(このサイトでの申し込みがうまく行かない場合には、問い合わせ先にメールをお送りください。その場合、返信をご確認いただきますようお願いいたします。)

◆報告概要：

1. カナダの政治哲学者チャールズ・テイラーの思想形成

梅川 佳子 (中部大学)

チャールズ・テイラー (Charles Taylor : 1931-) は、カナダのマギル大学をはじめ、オックスフォード大学 (英 1976)、カリフォルニア大学バークレー校 (米 1974・1983)、フランクフルト大学 (独・1984・1996) などの多くの大学で教鞭をとり、世界の政治哲学において重要な役割を果たしている。

テイラーの哲学は、カナダの政治学者ウィル・キムリッカ (Will Kymlicka : 1962-) からコミュニタリアンとして批判されることもある。しかし報告者は、テイラーを、むしろトクヴィリアン的な個人主義者とみている。その点は、彼の青年時代の哲学形成のありかたを解析することによっても知ることができる。そこで本報告では、彼の哲学形成に焦点を当てて議論する。

テイラーは、マギル大学卒業後オックスフォード大学に留学し、政治哲学を研究するとともに、ハンガリー難民支援 (1956-57) にあたり、ニューレフトの理論・実践活動 (1957-1964) もしている。同時に、きわめて難解な最初の著書『行動の説明』*The Explanation of Behaviour* (1964) を出版し、カナダに帰国して新民主党の副党首として活動しながら『政治の形態』*The Pattern of Politics* (1970) を出版する。

本報告では、このような青年テイラーを見ながら、彼のトクヴィリアン的な個人主義の形成について議論したい。

2. ERC の教育的な射程？ ロヨラ判決と S.L.判決の比較考察

鵜海 未祐子 (駿河台大学)

本報告の目的は、多文化教育に対して「宗教の自由」をめぐる争われた関連判例の比較を手掛かりに、ERC の公教育的な射程を示唆することにある。ここでは公教育を、設置主体ではなく、市民育成の機能を以て定義するため、私立学校教育も公教育と位置づける。

ERC とは、ケベック州にある全ての公立・私立学校において、将来市民の生徒達を対象に、複数の「宗教・倫理文化」(Ethics and Religious Culture Program) を中立的に学ぶ機会を提供する必修科目 (2008 年度～) のことである。多文化デモクラシーを背景として、熟議

において「対話」できる市民を育成することが念頭に置かれている。具体的な目標は、文化的・宗教的な差異を伴う「他者」を承認し「共通善」を探究する資質育成である。

ERC の普遍的な実施をめぐることは、しかしながら保護者の間で「宗教の自由」侵害批判が起こり、カナダ最高裁判決にまで至っている。第 1 に、明白な侵害が不在な中で、公立学校における当該授業への出席それ自体は、「宗教の自由侵害」に値しないと述べた S.L.判決 (2012)がある。第 2 に、カトリック系私立学校による当該授業設置の免除・代替申請に対する、ケベック教育省大臣の拒否が「宗教の自由侵害」に値すると述べたロヨラ判決 (2015)が確認できる。ここからは、一見すると「公立学校教育の世俗性」と「私立学校教育の宗教性」との線引きが際立つが、しかしながら両判決の比較考察は、保持される ERC の公教育的射程を示唆することになるのである。

3. カナダのろう者と日本のろう者手話に対する見方の違い

伊藤 泰子 (名古屋学院大学 非常勤講師)

私たちは生後、ひとつの言語を自然に身につけ、その言語を自由自在に使って周囲の人とコミュニケーションするようになる。ほとんどの人がその自然に身につく言語とその言語コミュニティを持っている。ところが日本のろう者の中には持っていない人がいることが、カナダとの比較によって分かった。

ろう児 (聞こえない子ども) は言語習得のためには自然言語の手話とその手話コミュニティが必要だ。自然言語の手話に幼い頃からさらされることで、ろう児は手話コミュニケーターになる。

カナダにはアメリカ手話 (ケベック手話) と手話コミュニティが存在する。しかし、日本には日本手話 (JSL) と手話コミュニティはほとんど見られない。カナダと日本の詳細な違いは以下のとおりである。

- ①手話はカナダではろう児にとっては唯一の自然言語であり、母語であると考えられている。日本では手話は聴者社会に加わるためのサポート言語とされている。
- ②聞こえない赤ん坊が生まれると、カナダでは親は手話のコミュニティを紹介される。そして、親は手話を子どもと共に身につける。日本では、医師が手話ではなく、言語聴覚士を紹介するかもしれない。さらには聴力を取り戻すための人工内耳の手術について説明するかもしれない。
- ③カナダではアメリカ手話やケベック手話を習得して、書き言葉の英語 (フランス語) を習得する。日本では、ろう児は補聴器や人工内耳を装着して日本語を習得しようと努力する。しかし、彼らは日本語のネイティブにはなれない。彼らはいつも補聴器、字幕、口話法などのサポートを必要とする。

- ◆懇親会：会場近くで懇親会を予定しておりますが、ご出席予定者数に応じて会場を決定しようと思っております。会費制でなく、その場で各自ご注文いただく方式で行いたいと考えています。今回申し込みフォームに「懇親会出欠意向」という質問がありますが、そこで当面のご意向だけお知らせください。

- ◆問い合わせ先：丹羽 卓（金城学院大学）
電子メール niwa@kinjo-u.ac.jp